

令和 3 年 12 月 17 日

近畿経済産業局地域開発室

地域未来投資促進法の基本計画の変更に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（地域未来投資促進法）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が作成した基本計画に同意しました。
近畿経済産業局管内では、京都府京都市の基本計画の変更について同意しましたので、お知らせします。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記 URL を御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 同意した基本計画の変更内容について

近畿経済産業局管内で同意した基本計画の主な変更内容は次のとおりです。

京都府京都市：向島国道 1 号周辺区域を重点促進区域として設定。同区域に農地を含むため、土地利用調整方針を記載する。また、地域の特性・活用戦略について、飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野と、交通インフラを活用した物流関連分野の 2 分野を追加する。

なお、同意した基本計画の概要は次頁を御参照下さい。

3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、これまでに 7 府県※、63 の基本計画に同意済みです。（全国では 257 の基本計画に同意済み）

なお、基本計画の本文および概要は下記 URL を御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

京都府京都市における基本計画の概要

計画のポイント

京都市には、長い歴史の中で受け継がれてきた奥深い伝統や文化、蓄積された知識や技術、地域コミュニティの強さなど、たくさんの魅力や個性がある。中小企業、ベンチャー、大学、ものづくり、観光など活力あふれる産業活動もその一つである。こうした本市の特性を活用し、成長ものづくり、第4次産業革命、観光・スポーツ・文化、環境・エネルギー、ヘルスケア・ライフサイエンス、コンテンツ産業等の分野において、イノベーションの創出や地域経済を牽引する事業の創出等により、地域の稼ぐ力の向上、経済の好循環、安定した雇用の創出を目指す。

促進区域

京都府京都市

経済的効果の目標

1件当たりの平均5,900万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を43件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.2倍の波及効果を与え、促進区域で約3,050百万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか）】

- ①京都市の伝統産業・先端産業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②京都市のICT関連の産業集積を活用した第4次産業革命分野
- ③京都市の1200年を超える歴史に育まれた多様な文化等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化分野
- ④京都市のグリーン産業の産業集積を活用した環境・エネルギー分野
- ⑤京都市の医療・健康関連等の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野
- ⑥京都市のコンテンツ関連の産業集積を活用したコンテンツ産業分野
- ⑦京都市のソーシャルビジネスに取り組む人材を活用したまちづくり分野
- ⑧京都市の飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野
- ⑨京都市の高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,362万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 売上：4.6%増加 ●雇用者数：4.6%増加
- 取引額：4.6%増加

制度・事業環境の整備

- ・戦略的企業誘致の推進、未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の新たな創出、企業育成支援、グリーンイノベーション創出総合支援事業、ライフイノベーション創出支援事業、コンテンツ産業推進事業、デジタル化の推進、観光振興・MICE誘致の推進、地方創生関係施策の活用
- ・情報処理の促進のための環境の整備、事業者からの事業環境整備に係る相談窓口の設置

地域経済牽引支援機関

京都市産業技術研究所、京都高度技術研究所、京都府中小企業技術センター、京都商工会議所、京北商工会

《促進区域図》



売上・雇用の増加、人材育成を支援します

《京都産業技術研究所》

《京都高度技術研究所》



《京都経済センター》

《京都府中小企業技術センター》



計画期間

計画同意の日（平成29年12月22日）から令和4年度末日まで